

## 実務基準第4号 基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

### 表題

#### 【変更前】

[平成17年4月改訂]

<参考資料> 解散実務の流れ(例)

#### 【留意事項】

- ・ 解散時の最低保全給付、最低積立基準額は各基金の規約に基づいて計算されるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら基金規約による算出方法を拘束するものではない。
- ・ 解散時の残余財産の分配は、規約に定める方法に基づいて行なわれるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら規約による分配を拘束するものではない。

#### 【変更後】

[平成26年●月改訂]

(削除)

#### 【留意事項】

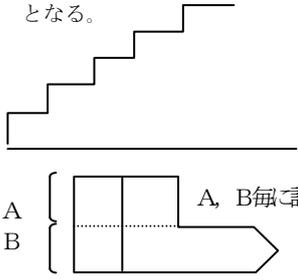
- ・ 以下に示す実務基準は、基金解散時に最低積立基準額を基準として分配する場合の一般的な例を示したものである。
- ・ 解散時の最低保全給付、最低積立基準額は各基金の規約に基づいて計算されるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら基金規約による算出方法を拘束するものではない。
- ・ 解散時の残余財産の分配は、規約に定める方法に基づいて行なわれるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら規約による分配を拘束するものではない。

#### 【変更理由】

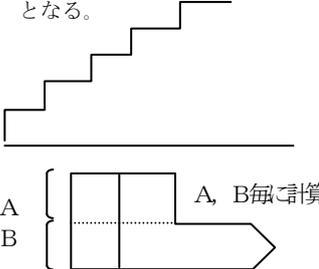
改訂日の更新／解散実務の流れについては通知等に詳細に記載されているため削除  
厚生年金基金の法改正への対応

1. 最低保全給付（控除前）

【変更前】

	実務基準内容	備考
最低保全給付（控除前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約に定める最低保全給付の区分ごとに基準日における加入員、受給者等の区分に応じ計算する。</li>   <li>・各給付区分において、受給者又は受給待期脱退者でかつ加入員である者については、規約に定める残余財産の分配方法に準じて最低保全給付を計上する。</li>   <li>・将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金においては、基本部分の最低保全給付を代行年金額と上乘せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額の算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。</li> </ul> <p>○年金受給者</p> <p>基本部分 基準日の規約に基づく基本部分年金額</p> <p>加算部分 基準日の規約に基づく加算部分年金額</p> <p>○受給待期脱退者</p> <p>基本部分 基準日の規約に基づく基本部分年金額 退職時裁定者は裁定時の規約に基づく年金給付</p> <p>支給時裁定者 } 未裁定者 } は基準日現在の規約に基づき計算される年金給付</p> <p>加算部分 基本部分と同じ考え方</p> <p>(略)</p>	<p>「控除前」とは、財政運営基準（「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」、以下同様）第3-6-(1)-②に記載されている「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を控除する前を意味、「控除後」はそれを控除した後を意味する。以下同様。</p> <p>基準日とは、解散認可申請の場合には解散認可申請前1月以内の日、財産目録の承認申請及び解散に伴う事務の引継ぎの場合は解散認可日をいう。</p> <p>（例）残余財産の分配方法を受給権者先取りとしている場合は、受給権者分は受給権者の方に計上し、（全体分-受給権者分）は加入員の方に計上する。</p> <p>「代行年金額」とは、法第132条第2項に係るものをいい、「上乘せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものをいう。</p> <p>規約に年金額の改定が明示されている場合は基準時点以降の年金額の改定も含んだものが最低保全給付の概念となる。</p>  <p>（当該受給待期脱退者に適用される部分の規約によることに注意する。）</p> <p>(略)</p>

【変更後】

	実務基準内容	備考
<p>最低保全給付（控除前）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約に定める最低保全給付の区分ごとに基準日における加入員、受給者等の区分に応じ計算する。</li> <li>・各給付区分において、受給者又は受給待期脱退者でかつ加入員である者については、規約に定める残余財産の分配方法に準じて最低保全給付を計上する。</li> <li>・将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金においては、基本部分の最低保全給付を代行年金額と上乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額の算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。</li> <li>・基本部分において、離婚分割を行った加入員の最低保全給付（控除前）は、離婚分割を行わなかった場合の最低保全給付（控除前）から離婚分割による控除額を控除したものをを用いる。</li> </ul> <p>○年金受給者</p> <p>基本部分 基準日の規約に基づく基本部分年金額</p> <p>加算部分 基準日の規約に基づく加算部分年金額</p> <p>○受給待期脱退者</p> <p>基本部分 基準日の規約に基づく基本部分年金額 退職時裁定者は裁定時の規約に基づく年金給付</p> <p>支給時裁定者 } 未裁定者 } は基準日現在の規約に基づき計算される年金給付</p> <p>加算部分 基本部分と同じ考え方</p> <p>(略)</p>	<p>「控除前」とは、財政運営基準（「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」、以下同様）第3-6-(1)-②に記載されている「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を控除する前を意味し、「控除後」はそれを控除した後を意味する。以下同様。</p> <p>「基準日」とは、解散認可申請の場合には解散認可申請前1月以内の日、財産目録の承認申請及び解散に伴う事務の引継ぎの場合は解散認可日をいう。</p> <p>(例) 残余財産の分配方法を受給権者先取りとしている場合は、受給権者分は受給権者の方に計上し、(全体分-受給権者分)は加入員の方に計上する。</p> <p>「代行年金額」とは、平成25年改正前の法第132条第2項に係るものをいい、「上乗せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものをいう。</p> <p>規約に年金額の改定が明示されている場合は基準時点以降の年金額の改定も含んだものが最低保全給付の概念となる。</p>  <p>A: 確定年金部分 B: 終身年金部分</p> <p>(当該受給待期脱退者に適用される部分の規約によることに注意する。)</p> <p>(略)</p>

**【変更理由】**

離婚分割時の取扱いを記載／厚生年金基金の法改正への対応／より正確な記述内容への修正

2. 最低積立基準額（控除前）○基本部分（プラスアルファ部分）

【変更前】

	実務基準内容	備考
<p>最低積立基準額（控除前）</p>	<p>○基本部分（プラスアルファ部分） 〔基本部分における共通の記号〕</p> <p>j : 「<u>厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）</u>」に示す予定利率</p> <p>r : 標準支給開始年齢</p> <p>s : 規約上の支給開始年齢</p> <p>s' : 老齢厚生年金の支給開始年齢</p> <p>x : 基準日現在の年齢</p> <p>τ : 標準退職年齢</p> <p><math>a_x^j</math> : 「<u>厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）</u>」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率（*年据置終身年金現価率（<math>{}_x a_x^j</math>）の場合も同様に扱う）</p> <p>k : s' = 60歳の場合 0.875 (x ≤ 60), 0.900 (x = 61), 0.925 (x = 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 61歳の場合 0.900 (x ≤ 61), 0.925 (x = 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 62歳の場合 0.925 (x ≤ 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 63歳の場合 0.950 (x ≤ 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 64歳の場合 0.975 (x ≤ 64), 1.000 (65 ≤ x)</p> <p>s' = 65歳の場合 1.000</p> <p>・規約に定める以下の a、b 又はこれらに準ずる方法で計算する。</p> <p>a (略)</p>	<p>標準支給開始年齢 = max (標準退職年齢、基金規約上の支給開始年齢) とする。 なお、基金規約上の支給開始年齢は、その基金の在職老齢年金の支給開始状況の実績に基づいて合理的に設定することを原則とすること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳から無条件に満額を支給する場合は、τにかかわらず r = 60 となる。</li> <li>・その基金の十分な実績がとれない場合は、r を国の支給開始年齢に応じて合理的に設定する。</li> <li>・年金現価率は年6回払いのものを使用すること。</li> </ul> <p>・<u>k : 在職等による支給停止の状況に関して有為な統計がとれるまでの間は左記の率を使用する。</u></p> <p>・低在老との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金では k = 1 とすることができる。</p> <p>・<u>当該算定式の変更は、平成17年4月1日以降を基準日とする基金解散から適用する。</u></p> <p>・現価率の算出にあたり、年齢に端数がある場合は、按分すること。</p> <p>(略)</p>
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者 ア. 老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 最低保全給付 × <math>a_x^j</math> - 代行年金額 × <math>a_x^j</math> × k</p>	

	実務基準内容	備考
	イ. 老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x}a_x^j \times k$ (2) 受給待期脱退者、 <u>加入者</u> ア. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$ イ. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x}a_x^j \times k$ ウ. 規約上の支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{s-x}a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x}a_x^j \times k$ (3) 加入員 ア. 規約上の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x'^j$ イ. 規約上の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{s-x}a_x^j - \text{代行年金額} \times \underline{{}_{(s)}a_x'^j}$	

【変更後】

	実務基準内容	備考
最低積立基準額（控除前）	○基本部分（プラスアルファ部分） [基本部分における共通の記号] j : 「 <u>廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）</u> 」に示す予定利率 r : 標準支給開始年齢 s : 規約上の支給開始年齢 s' : 老齢厚生年金の支給開始年齢 x : 基準日現在の年齢 τ : 標準退職年齢 $a_x^j$ : 「 <u>廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）</u> 」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率（*年据置終身年金現価率（ ${}_x a_x^j$ ）の場合も同様に扱う） k : s' = 60歳の場合 0.875 (x ≤ 60), 0.900 (x = 61), 0.925 (x = 62), 0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64), 1.000 (65 ≤ x) s' = 61歳の場合	標準支給開始年齢 = max（標準退職年齢、基金規約上の支給開始年齢）とする。 なお、基金規約上の支給開始年齢は、その基金の在職老齢年金の支給開始状況の実績に基づいて合理的に設定することを原則とすること。  (例) ・60歳から無条件に満額を支給する場合は、τにかかわらず r = 60 となる。 ・その基金の十分な実績がとれない場合は、r を国の支給開始年齢に応じて合理的に設定する。 ・年金現価率は年6回払いのものを使用すること。  ・ <u>最低責任準備金代行給付相当額の算定にあたり、0.875 で</u>

	実務基準内容	備考
	<p>0.900 (<math>x \leq 61</math>), 0.925 (<math>x = 62</math>),  0.950 (<math>x = 63</math>), 0.975 (<math>x = 64</math>),  1.000 (<math>65 \leq x</math>)  <math>s' = 62</math> 歳の場合  0.925 (<math>x \leq 62</math>), 0.950 (<math>x = 63</math>),  0.975 (<math>x = 64</math>), 1.000 (<math>65 \leq x</math>)  <math>s' = 63</math> 歳の場合  0.950 (<math>x \leq 63</math>), 0.975 (<math>x = 64</math>),  1.000 (<math>65 \leq x</math>)  <math>s' = 64</math> 歳の場合  0.975 (<math>x \leq 64</math>), 1.000 (<math>65 \leq x</math>)  <math>s' = 65</math> 歳の場合  1.000</p> <p>・規約に定める以下の a、b 又はこれらに準ずる方法で計算する。</p> <p>a (略)</p>	<p><u>はななく受給者の年齢区分に応じた 3 段階の係数 (65 歳未満 : 0.69、65 歳以上 75 歳未満 : 0.96、75 歳以上 : 1.00) を使用する場合でも、当該係数に係る全年齢平均は概ね 0.875 であることから、0.875 を使用することを可とする。</u></p> <p>・低在老 (<u>60 歳以上 65 歳未満の者の在職老齢年金</u>) との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金では <math>k = 1</math> とすることができる。</p> <p>・現価率の算出にあたり、年齢に端数がある場合は、按分すること。</p> <p>(略)</p>
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者  ア. 老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者  最低保全給付 <math>\times a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times a_x^j \times k</math>  イ. 老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者  最低保全給付 <math>\times a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times {}_{s'-x}a_x^j \times k</math></p> <p>(2) 受給待期脱退者  ア. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者  最低保全給付 <math>\times a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times a_x^j \times k</math>  イ. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者  最低保全給付 <math>\times a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times {}_{s'-x}a_x^j \times k</math>  ウ. 規約上の支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者  最低保全給付 <math>\times {}_{s-x}a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times {}_{s'-x}a_x^j \times k</math></p> <p>(3) 加入員  ア. 規約上の支給開始年齢以上の者  最低保全給付 <math>\times a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times a_x^j</math>  イ. 規約上の支給開始年齢未満の者  最低保全給付 <math>\times {}_{s-x}a_x^j</math> - 代行年金額 <math>\times \underline{{}_{s'-x}a_x^j}</math></p>	

**【変更理由】**

厚生年金基金の法改正への対応／より正確な記述内容への修正／誤植の修正

3. 最低積立基準額（控除前）○加算部分

【変更前】

	実務基準内容	備考
	<p>○加算部分 〔加算部分における共通の記号〕</p> <p><math>a_{\overline{m} }^j</math> : 「<u>厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）</u>」に示す予定利率 <math>j</math> で計算している <math>m</math> 年保証年金現価率</p> <p><math>m</math> : 基金規約による残余保証期間</p> <p><math>D_x</math> : 告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基数。</p> <p><math>N'_x</math> : 告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基数。累計生存基数で年6回払が考慮されたもの。</p> <p><math>\overline{C}_x</math> : 告示で示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した死亡基数</p> <p><math>a_{\overline{m} }^k</math> : 規約上の予定利率 <math>k</math> による年金現価率（一時金換算率）</p> <p><math>l</math> : 規約上の選択一時金の算定に用いる割引率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約に定める以下の <math>a</math>、<math>b</math> 又はこれらに準ずる方法で計算する。<u>。</u></li> <li>・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合は、最低積立基準額の計算過程で、規約に定めた指標による<u>将来の再評価</u>、額の改定を織り込むこと</li> </ul> <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) その他の者 基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上の者 <math>A = \text{標準給付（暫）} \times a_{\overline{m} }^k</math> <math>B = \text{標準給付（暫）} \times \left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)</math> とし、 <math>A &gt; B</math> の場合 標準給付 = <math>A</math>、最低保全給付 = 標準給付</p>	<p>なお、通増年金等であればその要素を加味して最低積立基準額を算定することに留意する。</p> <p><u>原則として男女別の死亡率を使用して計算を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>換算率 <math>k</math></u> は基本加算年金に適用されるものを用いることに注意する。</p> <p>標準支給開始年齢は、基本加算年金の支給開始年齢を配慮して、合理的に設定すること。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>最低積立基準額＝最低保全給付</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>標準給付＝標準給付（暫）、最低保全給付＝最低保全給付（暫）</p> $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>(略)</p>	(略)
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) その他の者</p> <p>基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>A = 最低保全給付（暫） × <math>a_{\overline{m} }^k</math></p> <p>B = 最低保全給付（暫） × <math>\left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)</math> とし、</p> <p>A &gt; B の場合</p> <p>最低保全給付 = A</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付（暫）</p> $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>換算率 <math>k</math> は基本加算年金に適用されるものを用いることに注意する。</p>

【変更後】

	実務基準内容	備考
	<p>○加算部分</p> <p>〔加算部分における共通の記号〕</p> <p><math>a_{\overline{m} }^j</math> : 「<u>廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）</u>」に示す予定利率 <math>j</math> で計算している <math>m</math> 年保証年金現価率</p>	<p>なお、通増年金等であればその要素を加味して最低積立基準額を算定することに留意する。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>m：基金規約による残余保証期間</p> <p><math>D_x</math>：告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基数。</p> <p><math>N'_x</math>：告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基数。累計生存基数で年6回払が考慮されたもの。</p> <p><math>\bar{C}_x</math>：告示で示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した死亡基数</p> <p><math>a_{\overline{m} }^k</math>：規約上の予定利率kによる年金現価率（一時金換算率）</p> <p>l：規約上の選択一時金の算定に用いる割引率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約に定める以下のa、b又はこれらに準ずる方法で計算する</li> <li>・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合は、最低積立基準額の計算過程で、規約に定めた指標による給付の再評価又は額の改定を織り込むこと</li> </ul> <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) その他の者 基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上の者</p> <p>A = 標準給付（暫）× <math>a_{\overline{m} }^k</math></p> <p>B = 標準給付（暫）× <math>\left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)</math> とし、</p> <p>A &gt; B の場合</p> <p>標準給付 = A、最低保全給付 = 標準給付 最低積立基準額 = 最低保全給付</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>標準給付 = 標準給付（暫）、最低保全給付 = 最低保全給付（暫）</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 × <math>\left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)</math></p> <p>(略)</p>	<p>一時金換算率 <math>a_{\overline{m} }^k</math> は基本加算年金に適用されるものを用いることに注意する。</p> <p>標準支給開始年齢は、基本加算年金の支給開始年齢を配慮して、合理的に設定すること。</p> <p>(略)</p>

	実務基準内容	備考
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) その他の者</p> <p>基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>A = 最低保全給付 (暫) <math>\times a_{\overline{m} }^k</math></p> <p>B = 最低保全給付 (暫) <math>\times \left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)</math> とし、</p> <p>A &gt; B の場合</p> <p>最低保全給付 = A</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 <math>\times \left( a_{\overline{m} }^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)</math></p> <p>(略)</p>	<p>一時金換算率 <math>a_{\overline{m} }^k</math> は基本加算年金に適用されるものを用いることに注意する。</p>

**【変更理由】**

厚生年金基金の法改正への対応／より正確な記述内容への修正／誤植の修正

4. 最低保全給付から控除できる額の現価

【変更前】

	実務基準内容	備考
<p>最低保全給付から控除できる額の現価 (= X)</p>	<p>○ 財政運営基準第 3-6-(1)-②-(ア)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき過去勤務債務の未償却分 (合計額) (= T)</p> ${}_tS'_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \frac{\bar{a}_{N_0-m_0 }}{\bar{a}_{N_0 }}$ ${}_tS'_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 1} \times \frac{\bar{a}_{N_1-m_1 }}{\bar{a}_{N_1 }}$ ${}_tS'_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 2} \times \frac{\bar{a}_{N_2-m_2 }}{\bar{a}_{N_2 }}$ <p>給付区分 <math>t</math> の過去勤務債務の未償却分 (暫定値)</p> ${}_tS' = \sum_m {}_tS'_m$ <p>初期債務：基金制度発足時 (又は加算制度導入時) における数理債務額から適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>後発債務 <math>K</math>：給付改善時における数理債務増加額から同時点での別途積立金取崩額及び適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>(略)</p> <p>給付区分 <math>t</math> の控除すべき過去勤務債務の未償却分 <math>{}_tT</math></p> $= {}_tS \times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の加入員の最低積立基準額 (控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額 (控除前)}}$ $\times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額 (控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額 (控除前)}}$ <p>ただし、上記による <math>{}_tT</math> は給付区分 <math>t</math> の加入員の最低積立基準額 (控除前) を上限とする。</p> <p>(略)</p>	<p>過去勤務債務の未償却分は<u>キャップがけ等の処理</u>が必要となるため暫定値となる。</p> <p>(略)</p> <p>分母、分子について、給付区分毎とせず、給付区分合計とすることもできる。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>○ 財政運営基準第3-6-(1)-②-(イ)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき最低積立基準額の未認識額(合計額)(=T)</p> ${}_tS_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \max\{5 - m_0, 0\} / 5$ ${}_tS_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 1 \times \max\{5 - m_1, 0\} / 5$ ${}_tS_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 2 \times \max\{5 - m_2, 0\} / 5$ <p>給付区分 <math>t</math> の最低積立基準額の未認識額</p> ${}_tS = \sum_m {}_tS_m$ <p>初期債務：基金制度発足時の最低積立基準額  後発債務<math>K</math>：給付改善時における最低積立基準額  <math>m_0, m_1, m_2, \dots</math>：制度発足時又は給付改善時からの経過年数(1年未満切捨て)</p> <p>(略)</p>	<p>初期債務が適年移行の場合の<math>{}_tS_0</math>の算出において、下線部分は<math>\max\{15 - m_0, 0\} / 15</math>(<math>m_0</math>は平成14年4月1日から基準日までの年数)とする。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

	実務基準内容	備考
最低保全給付から控除できる額の現価(=X)	<p>○ 財政運営基準第3-6-(1)-②-(ア)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき過去勤務債務の未償却分(合計額)(=T)</p> ${}_tS'_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \bar{a}_{N_0 - m_0} / \bar{a}_{N_0}$ ${}_tS'_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 1 \times \bar{a}_{N_1 - m_1} / \bar{a}_{N_1}$ ${}_tS'_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 2 \times \bar{a}_{N_2 - m_2} / \bar{a}_{N_2}$ <p>給付区分 <math>t</math> の過去勤務債務の未償却分(暫定値)</p> ${}_tS' = \sum_m {}_tS'_m$ <p>初期債務：基金制度発足時(又は加算制度導入時)における数理債務額から適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>後発債務：給付改善時における数理債務増加額から同時点での別途積立金取崩額及び適格年金等からの移行資産</p>	<p>過去勤務債務の未償却分は上限に対する補整が必要となるため暫定値となる。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>を控除した額</p> <p>(略)</p> <p>給付区分 <math>t</math> の控除すべき過去勤務債務の未償却分 <math>{}_tT</math></p> $= {}_tS \times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の加入員の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額(控除前)}}$ $\times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額(控除前)}}$ <p>ただし、上記による <math>{}_tT</math> は給付区分 <math>t</math> の加入員の最低積立基準額(控除前) を上限とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>分母、分子について、給付区分毎とせず、給付区分合計とすることもできる。</p> <p><u>(給付区分 <math>t</math> の全体の最低積立基準額(控除前)) / (給付区分 <math>t</math> の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額(控除前)) は、<math>\{(1+i)/(1+j)\}^{20}</math> を用いることも可。( <math>i</math> は継続基準の予定利率)</u></p>
	<p>○ 財政運営基準第 3-6-(1)-②-(イ)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき最低積立基準額の未認識額 (合計額) (= T)</p> ${}_tS_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \frac{\max\{5 - m_0, 0\}}{5}$ ${}_tS_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 1 \times \frac{\max\{5 - m_1, 0\}}{5}$ ${}_tS_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 2 \times \frac{\max\{5 - m_2, 0\}}{5}$ <p>給付区分 <math>t</math> の最低積立基準額の未認識額</p> ${}_tS = \sum_m {}_tS_m$ <p>初期債務：基金制度発足時の最低積立基準額  後発債務：給付改善時における最低積立基準額  <math>m_0, m_1, m_2 \dots</math>：制度発足時又は給付改善時からの経過年数 (1 年未満切捨て)</p> <p>(略)</p>	<p>初期債務が適年移行の場合の <math>{}_tS_0</math> の算出において、下線部分は <math>\max\{5 - m_0, 0\} / 5</math> (<math>m_0</math> は平成 14 年 4 月 1 日から基準日までの年数) とする。</p> <p><u><math>{}_tS_m</math> については、当初の債務額に <math>\{(1+i)/(1+j)\}^{20}</math> を乗じて算定することとする。( <math>i</math> は初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率)</u></p> <p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金実務基準第 4 号補足の内容を本文に記載／より正確な記述内容への修正／誤植の修正

5. 参考資料（解散事務の流れ・例）

【変更前】

参考資料（解散事務の流れ・例）

期 日	手 続 き	根 拠	内 容	備 考
事前	受給者・加入員・労組等への説明			代議員会までに残余財産の分配方法等も含め合意を取っておくことが肝要
X-5以降	事務打合せ		厚生省・県・厚基連・基金・受託でスケジュール等打合せ	
X-3以降	データ突合作業  未裁定者・誤裁定者の確認及び中脱者の整理		加入員記録・受給者記録データにつき、社会保険庁記録とチェック  中途脱退者については厚基連データとチェック  移換もれ、訂正があれば連絡	受託機関とのデータ整備も実施のこと。
X-2(適宜)	資金のキャッシュ化の申入れ		(運用効率を考慮して順次にキャッシュ化)	
X-1	厚基連への移転準備		解散加入員の仮データを厚基連へ提出	(スムーズな移転処理のために事前に厚基連で検証)
X-1	理事会  代議員会	法 147  法 145-1-1 法 147	1. 報告事項 (1)経緯について 2. 議題 (1)基金解散について (2)代議員会の招集及び代議員会に提出する議案に関する件 3. 確認事項 (1)解散手続きについて (2)清算人について (選任) (3)残余財産の分配方法について等  1. 報告事項 (1)経緯について 2. 議題 (1)基金解散について 3. 確認事項 (1)解散手続きについて (2)清算人について (選任) (3)残余財産の分配方法について等	

期 日	手 続 き	根 拠	内 容	備 考
X	解散認可申請	法 145-2 則 6 年発 236	申請書（解散理由を記載） ＜添付書類＞ 1. 財産目録 2. 貸借対照表及び年金数理に関する確認書 3. 法 161-1に規定する責任準備金に相当する額の総括表・明細書（1～3は解散認可申請前1月以内の日（X-1）を基準日とする。） 4. 財産処分の方法 5. 代議員会の議事録	
X	解散認可			認可申請から1ヶ月以内に認可されるケースが多い
X+1	解散公告  清算人の就任届出 清算人の就任公告  債権申出の公告と催告	令 42 令 6  則 53 令 43  民 79	解散日より2週間以内に官報及び規約に定める方法により公告 ＜公告事項＞ 1. 基金の名称 2. 事務所の所在地 3. 設立事業所の名称及び所在地 4. 解散理由 5. 解散認可年月日  就任後2週間以内に官報及び規約に定める方法により公告 ＜公告事項＞ 清算人の住所及び氏名  2カ月以内に催告すべき旨の官報による公告（最低3回）	
X+1	納入告知  納付	法 161-1	最低責任準備金相当額の納入告知  最低責任準備金相当額の納付	解散認可後8日後に解散加入員に係るデータを厚基連へ提出  解散認可後2週間程度で最低責任準備金の納入告知を受け3営業日以内に最低責任準備金相当の資産を厚基連へ納入

期 日	手 続 き	根 拠	内 容	備 考
<u>X + 1</u> <u>程度</u>	<u>財産目録の承認申請</u>  <u>政府負担金の交付請求</u>  <u>清算事務の取扱に関する協定締結</u>	<u>令 44</u> <u>則 65</u> <u>年発 236</u>	<u>&lt;添付書類&gt;</u> <u>1. 財産目録</u> <u>2. 貸借対照表及び年金数理に関する確認書</u> <u>3. 法 161-1に規定する責任準備金に相当する額の総括表・明細書（1～3は、解散日現在のものを作成）</u>	
<u>X + 2</u> <u>程度</u>	<u>承認受理</u>  <u>残余財産の確定</u>  <u>事務引継ぎ書類</u>    <u>年金給付費等の供託</u>    <u>供託正本の厚生省へ提出</u>	<u>則 66</u> <u>年発 236</u>    <u>令 45</u> <u>年発 236</u> <u>供託法 1-3</u> <u>供託則 13</u>	<u>財産目録等の承認申請に対する厚生省からの承認受理</u>  <u>&lt;添付書類&gt;</u> <u>1. 解散基金加入員一覧表</u> <u>2. 法 161-1に規定する責任準備金に相当する額の総括表・明細書（1～3は、解散日現在のものを作成）</u>  <u>当該基金の主たる事務所の所在地の最寄りの供託所</u>	<u>残余財産の確定に際し、清算業務に必要な経費を見込む必要があるかどうか検討すること</u>
<u>X + 3</u> <u>程度</u>	<u>*支払保証申請までの準備</u>  <u>分配金交付申出確認</u>    <u>分配金相当額交付申出</u>    <u>*支払保証判定結果受理</u>	<u>法 161-4</u> <u>則 72-2</u> <u>年発 236</u>  <u>支保運規 13</u>	<u>（以下、*は支払保証事業の適用を受ける場合に関係）</u>  <u>解散時責任準備金のデータを厚基連へ提出</u>  <u>一時金を選択するか、厚基連に移管し代行加算年金を選択するか</u> の意思確認を行う  <u>&lt;添付書類&gt;</u> <u>解散基金加入員分配金相当額交付申出書</u>  <u>連合会より申請結果を受理</u>	<u>厚基連で事前の検証・確認をおこなう</u>       <u>審査にあたっては基金、母体、受託機関に対するヒアリングが実施される場合がある</u>
<u>X + 4</u> <u>以降</u>	<u>清算終了の承認申請</u>	<u>令 47-1</u>	<u>&lt;申請書&gt;</u> <u>1. 貸借対照表</u>	

<u>期 日</u>	<u>手 続 き</u>	<u>根 拠</u>	<u>内 容</u>	<u>備 考</u>
<u>(ケース・ バイ・ケ ース)</u>	<u>清算終了の承認</u>  <u>清算終了の公告</u>  <u>信託契約解除</u>  <u>関係書類の引継ぎ</u>	  <u>令 47-2</u>    <u>年発 236</u>	<u>2. 損益計算書</u> <u>3. 残余財産処分報告書</u>  <u>清算終了の承認を受けてか ら 2 週間以内に公告</u>   <u>引継ぎ目録を附す</u>	

※実地監査……清算終了までの間、原則として毎月 1 回以上実施する。

(注) 網かけ部分について実務基準を作成

**【変更後】**

(削除)

**【変更理由】**

解散実務の流れについては通知等に詳細に記載されているため削除